

官報

号外

昭和二十七年六月二十一日

第十三回 衆議院 會議録 第五十九号

昭和二十七年六月二十一日(土曜日)

議事日程 第五十八号

午後一時開議

第一 臨時石炭飢饉復旧法案(内閣提出)

閣提出

第二 航空機製造法案(内閣提出)

第三 閉鎖機開令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 栄養改善法案(参議院提出)

第五 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 議員風早八十二君懲罰事犯の件

第七 議員林百郎君懲罰事犯の件

本日(の)會議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

午後四時二十五分開議

○議長(林譲治君) これより會議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林譲治君) 参議院から、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。

地方税法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年六月二十一日

参議院議長 佐藤 倫武

衆議院議長 林譲治君

(小字及び一は参議院修正)

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十七條中「入場税の税率は、百分の百を入場税の税率は、入場料金又は利用料金を課税標準とするものにあつては百分の五十」に改

第七十八條の次に次の一條を加える。
(入場税の課税免除の條件違反の場合の課税)

第七十八條の二 道府県は、前條の規定によつて入場税の免除を受けた者が、同條に規定する入場税免除に関する條件に違反した場合においては、当該道府県の條例で定めるところによつて、当該主催者に対し、免除を受けた入場税相当額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による納付があつた場合においては、当該主催者が特別徴収義務者として徴収し、納付すべき当該入場税に係る納入があつたものとみなす。

2 前條第一項の場所において飲食する場合においては、飲食物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対価として通常支拂すべき料金を同條同項の料金とみなして、これに對し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ。

3 宿泊所、養、クラブその他これらに類する場所において遊興第一項に規定する遊興又は飲食に對し、又は飲食をする場合において、当該遊興又は飲食について料金の定めがないときは、その場所を前條第一項の場所と、当該場所の経営者(管理者その他何らの名義をもつてするを問はず、経営者とみなすべきものを含む)を同條同項の行為者と、当該場所における当該行為に要した経費を同條同

項の料金とみなして、これに對し当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ。

第百十四條の二 中「飲食及び宿泊に對しては、」を「飲食及び宿泊並びに」に改め、

2 道府県は、〇ト

類するものを提供する場所〇で地方財政委員会規則で定める場所における飲食で〇一人一回につき百円(遊興飲食税に相当する額を含む)未満のものに對しては、遊興飲食税を課することができない。

3 道府県は、同條第一項の場所において飲食する場合においては、飲食物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対価として通常支拂すべき料金を同條同項の料金とみなして、これに對し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ。

第百十五條第一号中「百分の百」を「百分の七十」に、同條第二号中「又は飲食の料金(前号の花代を除く。)」を「若しくは飲食の料金(前号の花代を除く。又は地域、料金を標準として当該道府県の條例で定めるところによる旅館その他宿泊の場所における宿泊の料金)に、百分の四十」を「百分の二十」に、同條第三号中「宿泊を前号の宿泊以外の宿泊に、百分の二十」を「百分の十」に改める。

第百二十四條第一項中「納入申告書」の下に「又は第百二十一條の二の規定による申告書(以下遊興飲食税について「申告書」と総稱する。)」を、「当該納入申告書の下に「又は申告書」を、同條第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、「前

項の料金とみなして、これに對し当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ。

第百十四條の二 中「飲食及び宿泊に對しては、」を「飲食及び宿泊並びに」に改め、

2 道府県は、〇ト

類するものを提供する場所〇で地方財政委員会規則で定める場所における飲食で〇一人一回につき百円(遊興飲食税に相当する額を含む)未満のものに對しては、遊興飲食税を課することができない。

3 道府県は、同條第一項の場所において飲食する場合においては、飲食物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対価として通常支拂すべき料金を同條同項の料金とみなして、これに對し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ。

第百十五條第一号中「百分の百」を「百分の七十」に、同條第二号中「又は飲食の料金(前号の花代を除く。)」を「若しくは飲食の料金(前号の花代を除く。又は地域、料金を標準として当該道府県の條例で定めるところによる旅館その他宿泊の場所における宿泊の料金)に、百分の四十」を「百分の二十」に、同條第三号中「宿泊を前号の宿泊以外の宿泊に、百分の二十」を「百分の十」に改める。

第百二十四條第一項中「納入申告書」の下に「又は第百二十一條の二の規定による申告書(以下遊興飲食税について「申告書」と総稱する。)」を、「当該納入申告書の下に「又は申告書」を、同條第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、「前

項の納入申告書」を「申告書」に、「納入申告すべき」を「納入申告し」、又は申告すべきに、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、同條第四項中「前三項」を「前四項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「又は納税者」を加え、同條第三項を第四項とし、同條第四項を第五項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県知事は、申告書に記載された課税標準額又は前二項の規定によつて更正し、若しくは決定した課税標準額が所得税法第二十六條の規定による確定申告、同法第二十七條の規定による修正確定申告及び修正損失申告、同法第四十六條の規定による更正、決定及び再更正並びに法人税法第十八條の規定による申告、同法第二十一條の規定による確定申告、同法第二十三條の規定による期限後申告、同法第二十四條の規定による修正申告、同法第二十九條の規定による更正、同法第三十條の規定による決定及び同法第三十一條の規定による再更正に係る遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者の所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊に係る金額に満たない場合又は前項の規定による決定をしていない場合においては、当該所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊に係る金額を基準として、課税標準額及び税額を更正し、又は決定しなければならぬ。

第二項第六節を次のように改める。

第六節 創除
第二百九條から第二百三十五條まで 創除

第二百三十七條中「三千六百円」を「二千四百円」に改める。
第二百三十七條第一項及び第二百三十七條第二項中「二十一條」を「二十二條」に改める。

第三百四十八條第一項中「財産区、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本放送協会」を「及び財産区、同條第二項中「(第十号の固定資産を除く)」を「(第十一号の固定資産を除く)」に改め、同項第二号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 日本専売公社、日本国有鉄道、日本放送協会及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産(探査及び発電の用に供するものを除く。)で政令で定めるもの。
同條に次の一項を加える。

5 市町村は、農協同組合、水産協同組合、漁業協同組合、畜産協同組合、工業協同組合、商業協同組合、労働協同組合、小企業協同組合、及びその他の協同組合(企業組合を事務所及び、使用する農業の用に供する倉庫に除く。)及び、固定資産税を課することができない。

第四百三十二條中「第四百十六條」の下に、「第四百十六條の二」を加える。

第四百八十九條第一項第二号中「及び可鍛鐵」を、「可鍛鐵、純鉄及び電解鉄」に改め、同項第八号中「地金」の下に「(アルミナを含む)」を加える。

を加え、同項第十号中「(電解法によるものに限る。)」を「及びソーダ灰」に改め、同項〇に次の六号を加える。
九 ニッケル地金
同條同項に次の七号を加える。

十七 岩綿
十八 セメント
十九 電気絶縁耐火煉瓦

二十 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール及び硫酸
二十一 金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸ソーダ、過酸化水素、二硫化炭素及びびけい酸ソーダ(電解法及び電析法によるものに限る。)

二十二 ビニロン、ポリビニール、アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム、醋酸纖維、醋酸纖維素、塩化ビニリデン系纖維及び塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物
二十四 碎木パルプ

同條第二項中「電気」の下に「又は公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二條第五号のガス事業者が製造し、若しくは供給するガス以外のガス」を加え、同條に次の二項を加える。

3 誘が燈、かんがい排水用電動機に使用する電気その他もつぱら農業の用に使用する電気で地方財政委員会規則で定めるものに對しては、電気ガス税は課することができない。

4 学校教育法第一條及び第九十八條第一項の學校(これに附屬する施設を含む)並びに地方財政委員会規則で定める學術研究機關において直接教育又は學術研究の用に供する電気又はガスで地方財政委員会規則で定めるものに對しては、電気ガス税は課することができない。

第七百四十一條第三項第十九号中「(政令で定める新聞を除く。)」を「(第七百四十三條第七号に規定する新聞を除く。)」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九 創除
第七百四十二條第一項但書中「については、この限りでない。」を「又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同様とする。)の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。」に改める。

第七百四十三條第三号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び一般放送事業者」に改め、同條第六号中「及び連合会」の下に「並びに信用金庫及び信用金庫連合会」を加え、同條第七号を次のように改める。

七 時事の報道を目的とする日刊新聞(これを発行する新聞業並びにこれら新聞を運送する事業及びこれら新聞に広告を掲載することを取り扱う事業並びに學術研究、学校教育、社会教育等に關する出版物を發行する出版業で政令で定めるもの)を發行するものに限る。

第七百四十四條第一項中「直前の事業年度までの間の各事業年度」を「直前の事業年度までの間、昭和二十七年年度にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の各事業年度」に改める。

度)に、「昭和二十五年中における事業の所得」を「昭和二十五年中、昭和二十七年年度にあつては昭和二十六年中における事業の所得」に改め、同條第四項中「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同條第六項中「合同運用信託」を「合同運用信託又は証券投資信託」に改め、同條第七項中「解散當時の拂込株式金額又は出資金額」を「解散の時における資本又は出資の金額」に改め、同條第八項を次のように改める。

8 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人(被合併法人)という。以下本項において同様とする。の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人(合併法人)という。以下本項において同様とする。から合併に因り取得する株式又は出資に對する当該合併法人の資本又は出資の金額及び合併の時の合計金額が被合併法人の合併の時に對する資本又は出資の金額及び積立金額の合計金額をこえるときは、そのこえる部分の金額は、これを被合併法人の清算所得とみなす。

同條第九項中「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から事業廃止の日まで、昭和二十七年年度にあつては昭和二十六年中又は昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」、「必要経費を控除した金額」を「必要経費及び二分として三万八千円を控除した金額」に改め、同條第十項但書中「一年以内」を「一年以内

〔法人税法第二十五條第一項の青色申告書の提出を認められていた法人にあつては二年以内〕に改める。

同條第十一項を第十二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 医療法人が健康保険法又は国民健康保険法の規定に基き、療養の給付につき支拂を受けた金額は、第五項の総利益金に算入せず、又当該給付に係る経費は、同項の総損失に算入しない。

第七百四十七條第二項に次の一号を加える。

十一 医療法人

第七百四十七條の二の見出し中「事業を『事業又は業務』に、『事業税額』を『事業税額等』に改め、同條に次の一項を加える。

2 個人が第一種事業又は第二種事業と第七百七十六條第一項に規定する第一種業務又は第二種業務とをあわせて行つた場合においては、その納付すべき事業税又は特別所得税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業又は業務を通じて算定した総収入金額から必要な経費及び十二月分として三万八千円を控除した額をそれぞれ総売上金額にあつた額とする。

第七百七十六條第二項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 理容業

同條第三項第十号を次のように改める。第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十〇二 湯屋業

第七百七十七條第一項中「昭和二十五年中における業務の所得」を「昭和二十五年中、昭和二十七年中における昭和二十六年中における業務の所得」に改め、同條第二項中

「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで、又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同條第三項中「昭和二十六年一月一日から業務停止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から業務停止の日まで、昭和二十七年一月一日から業務停止の日まで、昭和二十七年中又は昭和二十七年一月一日から業務停止の日まで」に、「必要な経費を控除した金額」を「必要な経費及び十二月分として三万八千円を控除した金額」に改める。

三項の次に次の一項を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、入場税、遊園飲食税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和二十八年四月一日までの間に、政令で定める日（特別徴収に係る電気ガス税に関する部分については、同日以後において収納すべき料金に係る分）から、市町村民税に関する改正規定は法人税額に關する部分については昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から、広告税及び接客人税に關する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年七月一日から適用する。この場合において、年税又は期税である広告税及び接客人税にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

2 昭和二十六年度分以前の地方税（入場税、遊園飲食税及び電気ガス税）にあつては前項の政令で定める日以前の分（特別徴収に係る電気ガス税については、同日以前において収納すべき料金に係る分）、市町村民税の法人税額に關する分は昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、広告税及び接客人税に關する分は昭和二十七年六月三十日までの分については、なお、従前の例による。

3 日本専売公社、日本国有鉄道、日本放送協会及び日本電信電話公社に對して課する昭和二十七年年度分の固定資産税に關し、第三百六十條の二の規定は適用がないものとし、第三百六十二條、第三百八十八條第一項及び第二項、第三百九十二條の二、第三百九十四條第一項、第四百一十一條の二、第四百十六條の二、第四百十八條の二並びに第四百二十九條の二に規定する期日又は期間は、これらの規定にかかわらず、別に政令で定める。

143 適法に納付した市町村民税の法人税額、広告税又は接客人税に係る地方団体の徴収金がこの法律の施行に因り過納となつた場合においては、当該過納額に相當する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経過した日に納付又は納入があつたものとみなす。

154 昭和二十七年一月一日から同年四月三十日までの間に、事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得に係る事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人

で同年六月三十日以前に残余財産を分配するものの当該事業年度の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併に因り消滅した法人の清算所得に係る事業税については、地方税法第七百五十四條の二第一項第一号中「各事業年度の終了の日から二月」とあり、又は同項第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日までの間の間及び各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日までの間の間」並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、「昭和二十七年四月一日から同年六月三十日まで」と読み替へるものとする。

165 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に對する事業税又は事業税附加税（旧地方税法（昭和二十三年法律第九十号）の規定によつて課すべき都市計画税道府県税税別課税のうち事業税に係る部分を含む。以下同様とする。）のうち昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が当該法人の当該事業年度に係る所得金額（清算所得金額を含む。以下同様とする。）の総額を決定しないものである。つて、昭和二十七年十二月三十一日まで、当該事業税又は事業税附加税の納税義務者である法人が当該事業年度分の法人税として法人税法の規定によつて申告し、又は更正若しくは決定を受けた法人税額があるものについては、当該道府県知事は、地方税法附則第三項及び地方

税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第九十五号）附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月三十一日（政令で定める特別事由がある場合においては、当該事由が消滅した日から六月を経過した日）までに、当該法人税額の計算の基礎となつた所得金額に基いて当該事業税に係る所得金額の総額を仮に決定し、当該所得金額の総額に基いて、当該道府県が課すべき事業税の課税標準である所得金額を仮に定め、当該所得金額（仮課税標準額）とす。

以下同様とする。を関係道府県知事に通知し、当該関係道府県知事は、当該仮課税標準額に基いて関係市町村が課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を仮に定め、当該本税額（仮本税額）とす。以下同様とする。を関係市町村長に通知することができ、この場合においては、当該関係道府県又は関係市町村は、当該仮課税標準額又は当該仮本税額に基いて、地方税法第三百六十四條の二第三項の規定の例による徴収令書を交付して、仮に事業税又は事業税附加税を徴収しなければならない。

176 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定によつて所得金額の総額を仮に決定した場合においては、昭和二十九年三月三十一日までに、その調査したところによつて、所得金額の総額及び関係道府県において課すべき事業税の課税標準である所得金額を決定し、当該所得金額（課税標準額）とす。以下同様とする。を関係道府県知事に通知するものとし、関係道府県は、当該課税標準

準額に基いて事業税を課し、当該関係道府県知事は、当該事業税額に基いて関係市町村において課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を定め、当該本税額(本税額)以下同様とする。を関係市町村長に通知するものとす。関係市町村は、当該本税額に基いて事業税附加税を課さなければならぬ。

第六項に規定する仮課税標準額又は仮本税額に基いて課した事業税又は事業税附加税については、当該事業税又は事業税附加税について前項の規定を行う場合において、前項の規定による課税標準額又は本税額の決定があるまでは、公売をすることができない。

第七項の場合において、関係道府県又は関係市町村は、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額に満たないときは、その不足額を追徴し、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額より超過するときは、その超過額を地方税法第十八條の規定の例による還付加算金を附して還付しなければならぬ。

第六項の規定によつて仮に徴収する事業税及び事業税附加税の賦課徴収については、旧地方税法(昭和二十三年法律第十号)第一章の規定又は地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)による改正前の地方税法

第一章及び第六節第二節の規定の例によらなければならない。但し、旧地方税法第二十五條の規定の例によつて徴収する延滞金については、同條の規定にかかわらず、税金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭以内において條例の定める割合をもつて計算した額によるものとする。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十六分散会
出席國務大臣
國務大臣 岡野 清豪君

初議を省略した報告
一、昨二十日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
たばこ専売法の一部を改正する法律
国有財産特別措置法
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

一、昨二十日本院は第十三回国会の会期を六月二十一日から六月三十日まで十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。
一、昨二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田中 啓一君
外務委員 並木 芳雄君
文部委員 小西 英雄君
厚生委員 柳原 三郎君
通商産業委員 今澄 勇君
運輸委員 滿尾 君亮君
経済安定委員 森 鷗君

一、昨二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小西 英雄君
外務委員 柳原 三郎君
文部委員 田中 啓一君
厚生委員 並木 芳雄君
通商産業委員 川島 金次君
運輸委員 森 鷗君
経済安定委員 今澄 勇君

一、昨二十日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一四号)
大蔵委員会 付託
一、昨二十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
南方連絡事務局設置法案
一、昨二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
伊東國際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国有財産特別措置法案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
立川市における飲料水の汚濁に関する再質問主意書(並木芳雄君提出)

法律案
一、昨二十日委員会に付託された議案は次の通りである。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一四号)
大蔵委員会 付託
一、昨二十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
南方連絡事務局設置法案
一、昨二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
伊東國際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国有財産特別措置法案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
立川市における飲料水の汚濁に関する再質問主意書(並木芳雄君提出)

一、昨二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小西 英雄君
外務委員 柳原 三郎君
文部委員 田中 啓一君
厚生委員 並木 芳雄君
通商産業委員 川島 金次君
運輸委員 森 鷗君
経済安定委員 今澄 勇君

一、昨二十日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一四号)
大蔵委員会 付託
一、昨二十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
南方連絡事務局設置法案
一、昨二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
伊東國際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国有財産特別措置法案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
立川市における飲料水の汚濁に関する再質問主意書(並木芳雄君提出)

一、昨二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小西 英雄君
外務委員 柳原 三郎君
文部委員 田中 啓一君
厚生委員 並木 芳雄君
通商産業委員 川島 金次君
運輸委員 森 鷗君
経済安定委員 今澄 勇君

一、昨二十日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一四号)
大蔵委員会 付託
一、昨二十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
南方連絡事務局設置法案
一、昨二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
伊東國際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国有財産特別措置法案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
立川市における飲料水の汚濁に関する再質問主意書(並木芳雄君提出)

一、昨二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小西 英雄君
外務委員 柳原 三郎君
文部委員 田中 啓一君
厚生委員 並木 芳雄君
通商産業委員 川島 金次君
運輸委員 森 鷗君
経済安定委員 今澄 勇君

一、昨二十日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。
未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一四号)
大蔵委員会 付託
一、昨二十日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
南方連絡事務局設置法案
一、昨二十日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
伊東國際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨二十日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国有財産特別措置法案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
立川市における飲料水の汚濁に関する再質問主意書(並木芳雄君提出)

定價一部 十 円

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四九〇〇
郵便東京一九〇〇官報課